

(新) 中央町第 1 公園整備・管理運営事業
指定管理者基本協定書
(案)

令和 7 年 1 0 月
春日部市

目次

第1条

(趣旨)	1
第2条(指定管理者の責務)	1
第3条(本協定以外の規定の適用関係)	1
第4条(協定の期間)	1
第5条(指定管理者の業務)	2
第6条(管理物件)	2
第7条(管理物件の変更等)	2
第8条(善管注意義務)	3
第9条(指定管理料)	3
第10条(指定管理料の額の変更)	3
第11条(利益還元制度)	3
第12条(リスク分担)	4
第13条(利用料金)	4
第14条(利用料金の額の変更)	4
第15条(経理の区分)	4
第16条(管理の基準)	4
第17条(使用に関する許可の基準)	5
第18条(事業計画書等)	6
第19条(継続監視)	6
第20条(事業報告)	7
第21条(地位の承継等)	7
第22条(承継・再指定・許認可変更の同時進行)	7
第23条(委託等の禁止)	7
第24条(譲渡等の禁止)	8
第25条(文書等の管理・保存)	8
第26条(秘密情報)	8
第27条(情報公開)	8
第28条(個人情報の保護)	8
第29条(適正な行政手続)	8
第30条(備品の取扱い)	9
第31条(施設等の改築及び修繕等の実施区分)	9
第32条(環境負荷の低減)	9
第33条(保険契約)	9
第34条(利用者の損害の負担)	9
第35条(市内事業者への配慮)	10

第 3 6 条（原状回復・修理等の責任）	10
第 3 7 条（指定管理者の業務の継続が困難となった場合の措置等）	10
第 3 8 条（指定の取消し等）	10
第 3 9 条（指定管理料の返還）	11
第 4 0 条（損害賠償）	12
第 4 1 条（施設等の引渡し）	12
第 4 2 条（指定管理者の業務の引継ぎ）	12
第 4 3 条（重要事項の変更の届出）	13
第 4 4 条（信義則）	13
第 4 5 条（協定の改定）	13
第 4 6 条（管轄裁判所）	13
第 4 7 条（疑義等の解決等）	13
別紙 1（第 5 条関係）	15
別紙 2（第 5 条関係）	16
別紙 3（第 10 条関係）	17
別紙 4（第 12 条関係）	19
別紙 5（第 20 条関係）	20
別紙 6（第 31 条関係）	21
別記 1（第 19 条関係）	22
別記 2（第 28 条関係）	25
別冊 1（第 6 条関係）	28

(新) 中央町第1公園整備・管理運営事業 指定管理者基本協定書（案）

春日部市（以下「甲」という。）と、●●●●（以下「乙」という。）※¹とは、令和●年●月●日付け●●号による指定管理者の指定に基づき、指定管理者の業務について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、春日部市都市公園条例（平成17年条例第150号。以下「都市公園条例」という。）第18条の規定により、指定管理者に指定された乙が行う（新）中央町第1公園整備・管理運営事業（以下「本事業」という。）により整備される（新）中央町第1公園（以下「都市公園」という。）の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の責務）

第2条 乙は、（新）中央町第1公園整備・管理運営事業実施協定書（以下「実施協定」という。）、本協定、当該事業年度における事項について別に定めた協定（以下「年度協定」という。）、条例並びに関係法令等のほか、（新）中央町第1公園整備・管理運営事業公募設置等指針（以下「設置等指針」という。）及び（新）中央町第1公園指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）を受けて、乙が提案した「（新）中央町第1公園整備・管理運営事業における認定公募設置等計画（以下「認定公募設置等計画」という。）及び春日部市都市公園の管理運営に係る事業計画書（以下、「事業計画書」）に基づき本事業を実施しなければならない。

2 乙は、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他労働関係法令を遵守し、管理業務に従事する職員の雇用労働条件についても適正な取扱いを行わなければならない。

（本協定以外の規定の適用関係）

第3条 実施協定、本協定、年度協定、募集要項、公募設置等指針、事業計画書及び認定公募設置等計画の規定の間に矛盾若しくは齟齬がある場合、実施協定、本協定、年度協定、募集要項、公募設置等指針、事業計画書、認定公募設置等計画の順に、その解釈が優先するものとする。ただし、事業計画及び認定公募設置等計画の内容が募集要項及び公募設置等指針で示された水準以上の内容であると甲が認めた場合は、この限りでない。

（協定の期間）

第4条 本協定の期間は、甲が乙を指定管理者として指定する令和●年●月●日から令和●年●月●日までとする。

2 指定管理者の業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

※¹ 認定計画提出者が応募グループの場合は、応募グループを構成する全社と本協定を締結します。

(指定管理者の業務)

第5条 甲は、都市公園条例第22条第1項の規定により、次に掲げる業務を乙に行わせる。

(1) 都市公園

- ア 都市公園条例第3条の規定による行為の許可に関する業務
- イ 都市公園条例第6条の規定による都市公園の使用の禁止又は制限に関する業務
- ウ 都市公園条例第7条の規定による有料の公園施設の使用に関する業務
- エ 都市公園条例第11条の規定による許可又は承認の取消しその効力の停止若しくはその条件の変更に関する業務
- オ 都市公園の施設(備品を含む。)の維持管理に関する業務
- カ 上記に掲げるもののほか、都市公園条例の目的を達成するために必要な業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、別紙1「指定管理者の業務に関する仕様書」に定めるとおりとする。

3 都市公園が春日部市地域防災計画において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1項に定める災害及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第2条第4項に定める武力攻撃災害(以下「災害時」という。)における避難場所、避難所、災害対策ボランティアセンター、地区防災拠点など(以下「拠点」という。)に指定された場合、災害時は、拠点としての役割を果たすため、指定管理者も市と協力し、施設の案内、施設設備の点検及び操作、避難者の安全確保等、市の指のもと必要に応じた施設管理の対応を指定管理者の業務として行ってください。

4 前項の場合において、乙は、別紙2「災害対応業務分類表」をもとに甲と協議のうえ、避難場所の運営に協力するものとする。

5 乙は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難情報が発令される前に都市公園に自主的に避難する者がある場合は、速やかに甲へ報告し、甲の指示に従うものとする。

(管理物件)

第6条 乙による都市公園の管理運営に供する範囲を明確にするため、管理物件一覧を別冊として作成し、本協定の一部を構成させる。

2 前項の管理物件一覧の構成資料は、施設台帳、樹木台帳及び備品台帳とする。

3 乙は、指定管理者業務を行うに当たり、甲の所有に属する第1項の管理物件一覧に掲げる物件(以下「管理物件」という。)を使用することができる。

4 乙は、管理物件を指定管理者業務以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(管理物件の変更等)

第7条 甲及び乙は、次に掲げる事由の管理物件の変更等の必要が生じたときは、原則として、あらかじめ当該事由、内容、予定時期、求められる業務変更及び根拠資料を付して、相手方と協議し、承認を受けること。

(1) 管理物件の追加、減少、統合、廃止、休止、供用停止又は供用制限

(2) 施設の機能又は延床面積その他業務範囲に影響する変更

- 2 甲及び乙は、前項の承認に基づき、業務範囲、履行方法、人員配置、保険その他必要な事項について協議し、本協定を改定することができる。
- 3 管理物件の変更等の内容が軽微で、業務の目的の達成に支障が生じるおそれがないと甲が判断した場合は、協議録等の取り交わしをもって可とする。

(善管注意義務)

第8条 乙は、関係法令並びに本協定、実施計画、認定公募設置等計画の定めるところに従うほか、甲が必要に応じて指示する事項を遵守のうえ、善良なる管理者の注意を持って、都市公園を常に良好な状態に管理する義務を負うものとする。

(指定管理料)

第9条 甲が乙に支払う業務実施に対する対価（以下「指定管理料」という。）の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	指定管理料の額	
〇〇年度 (協定の期間(年度)に応じて行を増やす)	金 円 (うち消費税及び地方消費税の額 円)	各年度左記金額を上限として、対象年度の開始前に対象年度の予算の範囲内で、甲乙協議した上で定めた額

- 2 指定管理料の支払いは、年度ごと甲乙協議のうえ作成する支払計画書に従い、乙の請求に基づき、甲が支払うものとする。
- 3 甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受理した日から、30日以内に指定管理料を支払うものとする。
- 4 都市公園の設置目的及び本協定の趣旨に適合し、かつ基本業務に支障を及ぼさない範囲で、乙が行う、イベント、広告その他の事業（以下「自主事業」という。）を実施する場合は、その実施に係る経費に指定管理料を充てることなく、乙の負担とする。

(指定管理料の額の変更)

- 第10条 賃金又は物価の変動により指定管理料の額が別紙3に定めるところにより不適当となったと認められるときは、その額を変更するものとする。
- 2 条例改正による利用料金を変更する場合、その他、指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合（前項の改定による場合除く）には、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(利益還元制度)

第11条 乙は、条例改正で利用料金に変更される等、乙の経営努力以外により、当初見込まれた収益の積算根拠が増加した場合、若しくは、支出の積算根拠が減少した場合、又は実際に利

益が増加した場合は、その増加分の利益について、甲に還元するものとする。

2 前項の規定により還元する場合の額及び方法については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(リスク分担)

第12条 指定管理者の業務に関するリスク分担については、別紙4「リスク分担表」のとおりとする。

2 前項に定める事項で疑義がある場合又は前項に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、甲乙協議のうえリスク分担を決定するものとする。

(利用料金)

第13条 都市公園条例第29条第1項の規定により、利用者が納付する利用料金は、乙の収入とする。

2 乙は、都市公園条例別表に定める額の範囲内において、あらかじめ甲の承認を受けて、利用料金の額を定めるものとする。

3 乙は、都市公園条例第30条第2項の規定により、利用料金の減免制度を設けることができるものとする。

(利用料金の額の変更)

第14条 乙は、前条第2項の利用料金の額を変更しようとするときは、額を変更しようとする日の6か月前までに、その承認を得なければならない。

(経理の区分)

第15条 乙は、指定管理者の業務に係る経理と乙が実施しているその他の事業に係る経理を区分しなければならない。

2 乙は、自主事業を実施する場合、自主事業に要する経理とその他の指定管理者の業務に係る経理を区分しなければならない。

3 乙は、指定管理料及び利用料金を管理する口座並びに自主事業収入を管理する口座について、乙の有する他の口座とは別の口座で管理しなければならない。

(管理の基準)

第16条 乙が行う都市公園の管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 公園施設（以下「施設等」という。）を臨時に利用を停止する場合は、あらかじめ甲の承認を受けること。

(2) 施設等を使用することができる時間又は期間を変更するときは、あらかじめ甲の承認を受けること。

(3) 施設等を使用することができる時間並びに利用料金（減免制度を含む。）は、見やすい場所に掲示すること。

(4) 行為の許可及び許可の取消し又は行為の停止は、都市公園条例第3条及び第11条の規定による許可又は承認の取消し、その効力の若しくはその条件の変更規定の例並びに次条の規定

により行うこと。

- (5) 前号の許可を拒み、若しくは取消し、又は停止させた者については、その記録を作成し、速やかに甲に報告すること。
- (6) 受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講じること。
- (7) 施設等は、定期的保守点検を行い、その記録を作成すること。
- (8) 管理物件の維持管理を適切に行い、必要な修繕は速やかに行うこと。
- (9) 管理物件を滅失し、又は管理物件の重要な箇所を毀損したときは、速やかに甲に報告すること。
- (10) 施設等又は施設使用者に災害が生じたときは、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告すること。
- (11) 建築物の建築（新築、改築、増築、移転並びに大規模修繕、模様替え及び用途変更を含む。）、構築物の建設（新設、改築、増設、移設及び用途変更を含む。）等の施設等の現状変更をしようとするときは、あらかじめ甲と協議し、承認を受けること。
- (12) 自主事業及び利便性の向上のための取組その他の新たな取組を行う場合は、あらかじめ甲と協議し、承認を受けること。なお、自主事業等を実施するために必要な許可等の手続き及び関係機関との協議は乙が行うこと。
- (13) 自動販売機の設置等に当たっては、市内事業者及び市内関係団体の設置等に配慮して計画し、あらかじめ甲と協議すること。また、必要な許可手続きのうえ、甲に使用料を納付すること。
- (14) 指定管理者の業務に係る会計書類は、各会計年度の終了後、5年間保存すること。
- (15) 指定管理者の業務を通じて取得した個人に関する情報は、第28条に定めるところにより適正に取り扱うこと。
- (16) その他適正な管理を行うため、甲が必要と認める事項

（使用に関する許可の基準）

第17条 乙は、使用の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 管理物件を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 他の利用者や近隣住民に迷惑をかけ、又はかけるおそれがあるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (5) 衛生上支障があるとき。
- (6) その他管理上支障があると認められるとき。

2 乙は、障害のある人が施設を利用する場合において身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条に規定する身体障がい者補助犬をいい、身体障害者補助犬法第12条第1項に規定する表示をしたものに限る。）を同伴することを拒んではならない。

(事業計画書等)

第18条 乙は、公募時に提出した事業計画書を元に、あらかじめ次に掲げる内容を記載した5年度事業計画書を作成し、指定管理業務の開始及びその5年後の年度の開始の2ヶ月前までに、甲に提出するものとする。

- (1) 管理運営方針
- (2) 自主目標
- (3) 収支計画
- (4) 業務の委託計画
- (5) 使用時間 利用料金 減免還付の設定
- (6) 危機管理マニュアル等緊急時対策
- (7) 個人情報保護等の措置に関するマニュアル
- (8) 避難場所等運営対応マニュアル（施設が避難場所等である場合又は避難場所等でない場合の役割、対応等について）
- (9) その他甲が必要と認める事項

2 乙は、事業期間の年度ごとに、あらかじめ次に掲げる内容を記載した年度別事業計画書を作成し、当該年度2ヶ月前までに甲に提出するものとする。

- (1) 収支計画
- (2) 職員の配置計画（管理執行体制表・緊急連絡先等）
- (3) 管理運営計画（会議、研修、施設設備の点検・修繕スケジュール等）
- (4) 自主事業計画（公園を有効活用する事業等の実施計画）
- (5) 搬入備品管理一覧（乙の搬入備品）
- (6) 前項の事業計画書（5年間分）から変更される事項
- (7) その他、甲が必要と認める事項

3 甲は、前2項の規定により提出された事業計画書について、必要があると認めたときは、乙に対してその変更を指示することができる。

4 乙は、指定管理者の業務を安定して行う経営基盤を有していることを明らかにするため、毎年度の決算が確定した時点で速やかに法人の決算書及び関係書類（法人でない団体についてはこれに準ずる書類）を甲に提出しなければならない。

(継続監視)

第19条 甲は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第10項及び都市公園条例第25条の規定に基づき、都市公園の管理の適正を期するために、別記1「継続監視特記事項」に定めるところにより乙に対して改善命令又は是正指示を行うことができるものとする。

2 甲は、前項のほか、都市公園の供用開始の告示より5年度ごとに中間評価を実施する。中間評価に当たっては、外部の有識者に意見を聴くことができる。

3 乙は、前項の中間評価を行うために、甲から協力の依頼があった場合、適宜甲に協力するものとする。

- 4 乙は、甲が第2項の中間評価の意見聴取を行うため、別途資料の提出を求めた場合、甲が求める期日までに作成し、甲に提出しなければならない。

(事業報告)

第20条 乙は、法第244条の2第7項及び都市公園条例第24条の規定により、毎年度終了後、30日以内に（新）中央町第1公園整備・管理運営事業指定管理者事業報告書（別紙5）を甲に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者の業務の実施状況
- (2) 都市公園（一部施設等を含む。）の利用状況
- (3) 指定管理者の業務に係る経費の事業収支決算
- (4) その他甲が必要と認める事項

- 3 乙は、年度の中途において第38条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に、当該年度までの間の事業報告書を甲に提出しなければならない。

- 4 乙は、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(地位の承継等)

第21条 本協定の地位の承継に関する定めは、実施協定の同種規定と整合的に解釈する。両者に齟齬がある場合は、本協定の定めを優先して運用する。

- 2 指定管理者の主体を変更しようとするときは、原則として、公募・選定を経て議会の議決による再指定が必要となる。
- 3 指定管理者の主体の商号変更、本店移転、役員変更その他法人格の存続を前提とする軽微な変更で管理運営に重大な影響を及ぼさない場合は、事前の届出で足りる。
- 4 前項の場合において、甲が必要と認めるときは、乙に対して追加資料の提出、条件付承認又は本協定の変更を求めることができる。

(承継・再指定・許認可変更の同時進行)

第22条 乙は、都市公園法第5条の8に基づく、認定公募設置等計画提出者の地位の承継を予定する場合、必要に応じて、次の手続を相互に整合させ、並行して実施しなければならない。

- (1) 指定管理者の指定・再指定に係る公募・選定・議会議決の準備
- (2) 都市公園法第5条及び第6条の許可の名義変更又は許可・変更許可手続
- (3) 行政財産目的外使用許可の名義変更又は変更許可手続
- (4) 本事業の実施に伴い甲と締結した協定並びに契約の名義変更又は許可・変更手続

(委託等の禁止)

第23条 乙は、指定管理者の業務の執行に当たり、当該業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合、当該業務の一部を第三者

に委託し、又は請け負わせることができる。

2 前項ただし書の当該業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、春日部市内の業者に発注し、委託又は請け負わせるよう努めるものとする。

3 第1項の承認を受けて、乙が指定管理者の業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせる場合は、全て乙の責任及び費用において行うものとし、当該業務に関して、乙が委託し、または請け負わせる第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び追加費用については、全て、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び追加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(譲渡等の禁止)

第24条 乙は、都市公園の管理物件を第三者に譲渡し、転貸し、又は賃借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定してはならない。

(文書等の管理・保存)

第25条 乙は、業務を通じて作成又は取得した文書等は、適正な管理・保存に努めるものとする。

(秘密情報)

第26条 甲及び乙は、実施協定第76条に掲げる秘密情報の条項を本協定の一部として準用し、本協定において別段の定めがある限り本協定の定め読み替えるものとする。

(情報公開)

第27条 乙は、指定管理者の業務を行うに当たり作成又は取得した情報（以下この条において「指定管理者の情報」という。）の公開及び取り扱い等について、春日部市情報公開条例（平成17年条例第16号）に規定する指定管理者に係る規定に基づき、必要な処理を行わなければならない。

2 乙は、指定管理者の情報を、甲が乙を指定管理者として指定した期間（以下「指定期間」という。）が満了又は第38条の規定により指定管理者の指定を取り消された日から5年間保管しなければならない。

(個人情報の保護)

第28条 乙は、指定管理者の業務を行うに当たり個人情報の取り扱い等について、春日部市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年3月27日条例第2号）に規定する指定管理者に係る規定に基づき、必要な処理を行わなければならない。

2 個人情報の取り扱いについては、前項の規定によるもののほか、別記2「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(適正な行政手続)

第29条 乙は、指定管理者の業務の執行に当たっては、春日部市行政手続条例（平成17年条例

第4号)の規定に基づく手続により行うものとし、同条例に基づく審査基準、標準処理期間及び処分基準を定めておかなければならない。

- 2 乙が前項の規定により審査基準、標準処理期間及び処分基準を定めたときは、これらを事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

(備品の取扱い)

第30条 乙が指定管理者の業務を行うに当たり、甲が支払う指定管理料及び利用料金収入を充て備品を購入したときは、当該備品の所有権は、甲に帰属するものとする。

- 2 乙は、前項に規定する備品を購入したときは、速やかに甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、別冊「管理物件一覧」等、甲から示された備品台帳に記載されている甲の物品の処分については、事前に甲の承認を得なければならない。
- 4 乙は、備品を購入及び処分したときは、甲から示された備品台帳をもとに備品の整理及び管理を行うものとする。

(施設等の改築及び修繕等の実施区分)

第31条 乙は、都市公園の建築物、構築物又は備品について、改築、修繕その他の現状変更が必要と認めるときは、あらかじめ甲と協議しなければならない。

- 2 前項の場合において、甲が必要と認め現状変更を行おうとする場合の実施区分については、別紙6「施設等及び備品の改築及び修繕等の実施区分」のとおりとする。

(環境負荷の低減)

第32条 乙は、都市公園の管理運営に当たり、省エネルギー及び温室効果ガス排出の削減、再生可能エネルギーの活用、資源循環及び環境負荷の低減の推進に努めるものとする。

(保険契約)

第33条 甲は、甲の所有に属する施設等のうち必要なものについて、火災保険契約（火災、落雷、破裂及び爆発による損害並びにこれに関連する損害を対象とする保険契約をいう。）を締結するものとする。

- 2 乙は、指定管理者の業務の実施に当たり、施設賠償責任保険（被保険者に春日部市を追加すること）及び利用者に係る傷害保険を付保するものとする。

(利用者の損害の負担)

第34条 乙は、指定管理者の業務の執行に当たり、乙の責めに帰すべき事由により施設等の利用者に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の場合において、損害を受けた施設等の利用者の求めに応じ、甲がその損害を賠償したときは、甲は、乙に対して、賠償した金額及びその賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(市内事業者への配慮)

第35条 乙は、管理業務を行うに当たって、第三者との取引を行う場合は、地域経済の活性化に繋がるよう、市内事業者の受注機会の増大に努めるものとする。

(原状回復・修理等の責任)

第36条 乙は、指定管理者の業務の執行に当たり、第6条に規定する管理物件を毀損、汚損、故障、滅失その他通常の使用に支障を生じる事態（以下、「毀損等」という。）が発生したときは、速やかに原状に回復又は修理・交換しなければならない。ただし、自然摩耗、経年劣化、自然災害その他の自然災害や社会的不可避事由（以下、「不可抗力」という。）により生じた毀損等については、甲の負担を原則とする。

- 2 前項による原状回復又は修理・交換が著しく不経済と甲が認めた場合は、甲の承認を得て、同等以上の性能を有する代替え物件の調達により充当することができる。
- 3 第三者の行為により毀損等が生じた場合、乙は、当該第三者に対する求償その他必要な措置を講じるとともに、その状況を甲に報告するものとする。なお、求償に当たっては、甲と協議の上、対応方針を定めるものとする。
- 4 第三者の行為により毀損等が生じた疑いがあるにもかかわらず、相当の調査を尽くしても当該第三者を特定できない場合においては、乙は、速やかに応急措置及び原状回復又は修理・交換を行い、その状況及び実費見込を甲に報告する。
- 5 前項に係る費用負担は、当該毀損等の性質（不可抗力・経年劣化の有無、人為的態様の蓋然性、施設の公共性及び利用継続の必要性）を考慮し、甲乙協議の上、合理的に定める。なお、不可抗力又は経年劣化に起因すると認められる部分は甲の負担を原則とする。

(指定管理者の業務の継続が困難となった場合の措置等)

第37条 乙は、指定管理者の業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかにその旨及び理由、影響範囲、想定期間、暫定措置案を記載した報告書を甲に提出し、協議を申し入れなければならない。

- 2 乙は、前項の報告後、甲の求めに応じて必要な資料を提出し、業務継続計画又は再建計画の策定・見直しを行い、その進捗を適時報告するものとする。
- 3 乙の責めに帰すべき事由により、指定管理者の業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、甲は、乙に対して改善命令又は是正指導を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。
- 4 不可抗力その他甲又は乙の責めに帰することができない事由により指定管理者の業務の継続が困難となった場合には、甲と乙は、指定管理者の業務の継続の可否について協議するものとする。

(指定の取消し等)

第38条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、法第244条の2第1項及び都市公園条例第26条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止（以下「取消し等」という。）を命ずることができる。

- (1) 乙が第 19 条又は第 20 条第 1 項若しくは第 4 項の規定による報告の求め、又は調査に応じず、若しくは虚偽の報告をし、又は調査を妨げたとき。
- (2) 乙が第 19 条の規定による改善命令又は是正指示に従わないとき。
- (3) 乙が関係法令、条例及び規則又はこの協定の規定に違反したとき。
- (4) 乙が前条第 3 項の規定による改善を期間内にすることができなかったとき。
- (5) 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 本市の議会の議員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下「無限責任社員等」という。）となっている法人又は役員若しくはこれに準ずべき者（以下「役員等」という。）となっている団体（本市が財政援助を与えるものを除く。以下イ及びウにおいて同じ。）
 - イ 本市の市長又は副市長が、無限責任社員等となっている法人（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 122 条に規定する法人を除く。）又は役員等となっている団体
 - ウ 本市の監査委員又は教育委員会委員が、無限責任社員等となっている法人（令第 133 条に規定する法人を除く。）又は役員等となっている団体
 - エ 暴力団
 - オ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人その他の団体
 - カ 法人その他団体の代表者等（法人にあってはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である団体
- (6) 乙の経営状況の悪化等により、指定管理者の業務を継続することが不可能又は著しく困難であると認められるとき。
- (7) 乙が組織的な違法行為を行った場合など、乙に指定管理者の業務を行わせておくことが社会通念上著しく不相当と判断されるとき。
- (8) その他乙に指定管理者の業務を行わせておくことが適当でないと認められるとき。
- (9) 実施協定が解除されたとき。

（指定管理料の返還）

第 39 条 乙は、前条の規定により指定の取消し等があったときは、甲の請求により指定管理料の全部又は一部を返還しなければならない。

- 2 乙は、仕様及び要求水準に満たない管理を行ったことにより、対価の過大受領、利用料金の過大收受、コストの不当な節減その他これらに準ずる態様により利益（以下「不当利益」という。）を得た場合は、甲の求めに応じ、当該不当利益相当額（利息相当分を含む。）を返還しなければならない。
- 3 甲は、前項の判定のため必要があると認めるときは、乙に対し、当該期間の業務又は経理に関する記録、台帳、契約書、検収記録、利用統計、料金收受記録、原価資料その他必要資料の提出を求め、実地調査を行い、又は必要な指示をすることができる。乙は正当な理由なくこれを

拒んではない。

- 4 不当利益相当額は、仕様及び要求水準未達の内容、期間、影響範囲、利用者への提供水準の低下の程度、未実施又は不完全実施により発生したコスト節減額、過大に収受した利用料金額、甲が支出した代替措置費用の回収状況等を総合勘案し、甲乙協議の上、合理的な方法により算定する。協議が整わないときは、甲が提示する算定方法を暫定的に適用する。
- 5 乙は、前各項による返還に加え、仕様及び要求水準未達により甲又は利用者に損害が生じたときは、本協定の損害賠償条項に従い、当該損害を賠償する責任を負う。なお、不当利益の返還は、損害賠償の請求を妨げない。
- 6 乙が本条に基づく返還義務に違反し、甲が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず履行しないときは、甲は、当該返還額を指定管理料の支払から控除し、又は乙に対して相殺その他法的手段を講ずることができる。この場合において、遅延利息（政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定する遅延利息の率をいう。）を付すことができる。
- 7 本条の適用に当たり、乙に故意又は過失が認められない場合であっても、仕様及び要求水準未達により乙が受けた経済的利得が存在するときは、当該利得相当額の返還義務は妨げられない。

（損害賠償）

- 第 40 条 乙は、指定管理者の業務の執行に当たり、自己の責に帰すべき事由により、甲又は利用者その他第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 2 甲は、自己の責に帰すべき事由により、乙に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
 - 3 乙は、第 38 条の規定により指定の取消し等をされた場合において、甲に損失が生じたときは、その損失を補填しなければならない。

（施設等の引渡し）

- 第 41 条 乙は、指定期間が満了し、指定管理者として管理を行わなくなったとき及び第 38 条の規定により指定を取り消されたときは、管理物件を甲の指定する期日までに、第 36 条の規定に従い原状回復・修理等したうえで甲に引き渡さなければならない。

（指定管理者の業務の引継ぎ）

- 第 42 条 乙は、指定期間が満了する場合、若しくは第 38 条の規定により指定の取消し等をされた場合において、都市公園の運営が遅滞なく円滑に実施されるよう、後任の指定管理者等に対して業務の引継ぎを実施するものとする。なお、引継ぎの方法については、別途協議するものとする。
- 2 甲は、必要と認める場合には、指定期間の終了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定する者による施設の視察及び研修を申し出ることができるものとする。
 - 3 乙は、甲から前項の申し出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いて、その申し出に応じなければならない。

(重要事項の変更の届出)

第43条 乙は、定款、事務所の所在地、代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく、変更したことを証する書類を添付のうえ、甲に届け出なければならない。

(信義則)

第44条 甲と乙は、信義を重んじ、誠実にこの協定を遵守しなければならない。

(協定の改定)

第45条 都市公園の管理に関し、特別の事情が生じたときは、甲乙協議のうえこの協定を改定することができる。

(管轄裁判所)

第46条 本協定から生じる一切の法律関係に基づく非訟・訴訟・調停その他の法的手続きの管轄については、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を専属の裁判所とする。また、適用法令は、日本国内法とする。

(疑義等の解決等)

第47条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項で必要があるときは、甲、乙協議して定めるものとする。

[本頁以下余白]

以上を証するため、本協定を●通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、甲及び乙が各 1 通を保有する。※2

年 月 日

甲 : 埼玉県春日部市中央七丁目 2 番地 1
春日部市
春日部市長 岩谷 一弘

乙 : 代表法人
【 所在地 】
【 商号又は名称 】
【 代表者名 】

(グループで応募の場合)

構成法人
【 所在地 】
【 商号又は名称 】
【 代表者名 】

構成法人
【 所在地 】
【 商号又は名称 】
【 代表者名 】

構成法人
【 所在地 】
【 商号又は名称 】
【 代表者名 】

※2 認定計画提出者が応募グループの場合は、契約当事者分の部数を作成します。

別紙 1 （第 5 条関係）

指定管理者の業務に関する仕様書

【 「春日部市（新）中央町第 1 公園指定管理業務仕様書／要求水準書」を添付します。 】

災害対応業務分類表

項目	業務内容	役割分担		
		甲		乙
		災害対 策本部	施設 所管課	
開設の判 断・指示	避難所（又は拠点）開設の要請	○ 施設所管 課へ指示	○ 乙 へ指示	
	避難所（又は拠点）の開設期間延長要請	○		
運営業務	避難所（又は拠点）の管理運営（主・統括）	○		
	避難所（又は拠点）の管理運営（副）		○	
	避難所（又は拠点）の管理運営協力			○
	避難者等の施設内への誘導		○	○
	避難所（又は拠点）利用可能部分の協議		協議	
	避難所（又は拠点）の開設期間延長（及び利用可能部分）の協議		協議	
	施設の安全点検			○
	（貸館等の場合）施設所管課に事前相談の上、使用許可の取消し			○
	職員の派遣		○	○
情報提供	避難所（又は拠点）開設情報の市民への提供	○		
	避難所（又は拠点）の設置等に関する情報共有	○	○	○
閉鎖の判 断・指示	避難所（又は拠点）の閉鎖の通知	○ 施設所管 課へ指示	○ 乙 へ指示	
費用負担	避難所（又は拠点）の管理及び運営に係る費用	○		
	避難所（又は拠点）としての開設期間に生じた業務上の損益及びその他の費用の負担	○	○	○
その他	避難所（又は拠点）の原状回復（統括）	○		
	避難所（又は拠点）の原状回復の確認		○	○
	避難所（又は拠点）の開設等に係る訓練等の実施	○		
	避難所（又は拠点）の開設等に係る訓練等への協力			○

賃金又は物価の変動に基づく指定管理料の額の変更

(1) 対象となる費用

対象となる費用は、指定管理料の額のうち、維持管理及び運営の業務に要する費用とする。

(2) 対象となる範囲

日本国内における賃金等の変動により、対象となる業務のうちいずれかに要する費用が±1.5%を超える場合であって、かつ、指定管理料の額が±1.5%を超える場合に限り、対象となる業務の残業務に要する費用の±1.5%を超える費用とする。

(3) 対象となる業務と基準となる指標

改定に使用する指標は下表のとおりとする。

対象となる業務に要する費用		基準となる指標	
維持管理	保全・修繕費	① 建築サービス	※ 1
	清掃費	① 建築サービス	※ 1
	その他	① 建築サービス	※ 1
	保安警備費	② 機械警備	※ 2
	植栽管理	③ 労働派遣サービス	※ 3
運営	人件費	③ 労働派遣サービス	※ 3
	OP セレモニー開催日	③ 労働派遣サービス	※ 3

※ 1 日本銀行調査統計局/「企業向けサービス価格指数」/(類別/建物サービス・警備)/(小類別/建物サービス)/(品目/建物サービス)

※ 2 日本銀行調査統計局/「企業向けサービス価格指数」/(類別/建物サービス・警備)/(小類別/警備)/(品目/機械警備)

※ 3 日本銀行調査統計局/「企業向けサービス価格指数」/(類別/職業紹介・労働者派遣サービス)/(小類別/労働者派遣サービス)

※ 用いる指標がなくなる、又は内容が見直されて本事業の実態に沿わない場合は、その後の対応方法について発注者と受注者との間で協議して定める。

(4) 改定方法

- ① 対象となる業務の改定の条件は、「本協定を締結した月を含む前 3 ヶ月の数値の平均値（以下、「A」という。）」又は「前回改定した月を含む前 3 ヶ月の数値の平均値（以下、「A'」という。）と「改定請求のあった日（基準日）の属する月の指標値に数値の確定している直近 3 ヶ月の指標値の平均値（以下、「B」という。）」を比較し、±1.5%を超える賃金等の変動がある場合とする。

- ② 以下の計算方法により改定する。対象となる業務の残業務に要する費用は、以下の計算方法に基づき、令和●年度を第1回とし、その後●年ごとに改定の申し入れを行うことができる。なお、改定率が1.5%未満である場合は、改定を行わない。

【賃金又は物価の変動率】

$$\text{変動率※} = (B/A \text{ 又は } A') - 1$$

※改定率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

【増減額の算出】

賃金又は物価の変動 ≥ 0.015 の場合

$$\text{増額分} = \text{残業費用※} \times \text{物価変動率} - \text{残業務費用※} \times 0.015$$

賃金又は物価の変動 < -0.015 の場合

$$\text{減額分} = \text{残業務費用※} \times \text{物価変動率} + \text{残業務費用※} \times 0.015$$

※残業務費用：対象となる業務の残業務に要する費用

※残業務費用は、提案時の残業務費用から改定請求のあった日（基準日）の実施部分に相応する残業務費用を控除した額をいう。

別紙 4 （第 12 条関係）

リスク分担表

甲及び乙は、実施協定別表 1 掲げる「春日部市（新）中央町第 1 公園公募設置等指針表 10 リスク分担表」を本協定の一部として準用し、本協定において別段の定めがある限り本協定の定め読み替えるものとする。

別紙 5 （第 20 条関係）

（新）中央町第 1 公園整備・管理運営事業
指定管理者事業報告書

令和 年 月 日

春日部市長 あて

申請者の主たる事務所の所在地
名称
代表者氏名

春日部市都市公園条例第 24 条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 指定管理者の業務の実施期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 2 指定管理者の業務の実施状況及び使用状況（別紙のとおり）
- 3 指定管理者の業務に係る経費の収支状況（別紙のとおり）

以上

施設等及び備品の改築及び修繕等の実施区分

区分	項目	内容	実施区分		実施区分の考え方
			甲	乙	
建築物 (建築設備を含む。)	新築、改築、増築、移転又は大規模修繕	構造躯体に影響するものなど	○		建築基準法施行令第 1 条に規定する「構造耐力上主要な部分」については、所有者である甲が管理すべきものであるため、必要に応じて甲が行う。
	上記以外の改築又は大規模修繕			○	乙は、改築等した部分についての権利を将来にわたって主張しないことが条件
	見積額 100 万円未満の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するために支出される費用であるため、乙が実施する。
構築物 (機械装置を含む。)	新設、改築、増設、移設		—		必要に応じ甲乙で協議する
	見積額 100 万円以上の修繕		○		
	見積額 100 万円未満の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するために支出される費用であるため、乙が実施する。
備品	見積額 100 万円以上の修繕及び購入		○		甲・乙と協議の上、甲が必要と認めるものについては、甲が実施・購入する。
	上記以外の修繕及び購入			○	指定管理料及び利用料金収入により購入した備品は、甲に帰属する
【基本的考え方】 ※ 1 原則として、本来の効用持続年数を維持していくために必要な限度の維持補修（小修繕：見積額 100 万円未満のもの等）は、施設の管理に付随するものであるため、乙が実施し、それ以外は甲が実施する。なお、適正価格に基づき実施するため、春日部市契約規則及び春日部市契約事務マニュアルに準じて複数業者見積を徴取する。 ※ 2 見積額は税抜き金額とする。 ※ 3 乙は、建築物の改築、増築又は大規模修繕、構築物の新設、改築、増設、移設又は修繕及び備品購入に当たっては、原則としてあらかじめ甲と協議し、承認を受けなければならない。 ※ 4 乙の責に帰する事由により、施設等に毀損等を生じたときは、実施区分に関らず乙で実施する。					

継続監視特記事項

1 総則

- （１）甲は、本業務に対する継続監視を実施し、施設の維持管理運営に関して募集要項、設置等指針、事業計画書及び認定公募設置等計画に定める仕様及び要求水準の未達成、実施協定、本協定及び年度協定違反、重大事故又は法令違反を認めたときは、乙に改善命令又は是正指導を行うことができるものとする。
- （２）乙は、前項の改善命令又は是正指導を受けたときは、速やかに改善又は是正計画書（原因、具体策、期限、責任者、再発防止策）を甲に提出し、甲及び乙で合意した期限までに完了する。
- （３）前項の期限までに、改善又は是正が完了しない場合、甲は、勧告、業務の変更指示、業務の一部停止、損害賠償請求、協定の変更解除又は指定の取消（地方自治法第 224 条の 2 の範囲内）を講ずることができる。

2 継続監視を行う上で乙が行う事項

（１）指定管理者の業務の実施状況

1）日報の作成

乙は、日常 定期的に行う施設の清掃、機器点検、安全対策のほか、施設の利用状況、利用料金の収納状況、事故 苦情等について整理するため、日報（様式 1）を作成し、事業所に備え付けなければならない。

2）維持修繕台帳の作成

乙は、施設の維持修繕状況（初回発見日 修繕箇所 概要 金額請負業者 施工日 等）について整理するため、維持修繕台帳を作成し、事業所に備え付けなければならない。

3）月次報告書の作成及び提出

乙は、日々の指定管理業務状況を記録した日報を月次報告書（様式 2）にまとめ、毎月終了後 20 日以内に市に提出しなければならない。

また、月次報告書は、四半期ごとに、指定管理業務における自己分析、事業計画書との計画比等の項目を追加してまとめたものを提出しなければならない。

（２）都市公園の利用状況

1）利用状況調査の実施

乙は、利用者安全の確保、業務の改善及び評価並びに公表資料の作成等を目的として、来園者数（出入口別通過人数など）、施設別利用件数・利用時間（稼働率）、イベント参加者数、駐車場・自転車置場の入出庫状況その他都市公園の利用状況の把握に務め、この状況を日報により、甲に報告しなければならない。利用状況調査の測定は、事前に甲と協議の上、了承を得なければならない。

2）施設利用者アンケートの実施

乙は、施設利用者の利便性の向上等の観点から、施設利用者アンケートにより、施設利用

者の満足度、意見、苦情等を聴取し、その結果及び業務改善の状況について、月次報告書により、甲に報告するとともに、施設利用者に公表しなければならない。（アンケートは年2回以上実施すること。また、上半期及び下半期に1回は、実施及び報告すること。）アンケートの実施方法及び質問内容については、事前に甲と協議の上、了承を得なければならない。また、質問内容については、必ず施設利用者の満足度を測定する質問を設けなければならない。

（3）事業報告書等の提出

乙は、本協定第20条の規定により毎年度終了後、30日以内に事業報告書を甲に提出するとともに、本協定第18条第4項の規定により、毎年度の決算後速やかに決算書及び関係書類を甲に提出しなければならない。

（4）その他甲が必要と認める事項

乙は、各種法令等に基づく必要な点検、検査等を実施する。また、業務に係る現状や課題の分析を通じて、次年度の業務改善などを検討し、甲と協議の上、適時・適切に業務改善に務めるものとする。

3 甲が行う事項

（1）定期継続監視

① 四半期継続監視

甲は、四半期ごとに月次報告書及び関係書類や現地確認、ヒアリング等の実地調査に基づき評価を行い、乙に通知する。

② 年次継続監視

甲は、毎年度終了後、事業報告書及び関係書類、ヒアリング、四半期継続監視による実地調査等に基づき、当該年度の施設の管理運営状況を確認し、総合評価を行い、乙に通知する。

（2）臨時継続監視

甲は、指定期間中、必要と認めるときは、随時継続監視を実施することができる。

（3）財務状況等の確認

甲は、提出された事業報告書に基づき、指定管理者の業務に関する財務状況（利用料金収入の実績、指定管理料等の収支状況等）について応募段階の収支計画と乖離していないかを確認するものとする。また、本協定第18条第4項の規定により、毎年度の決算後速やかに提出される決算書及び関係書類により、乙が指定管理者の業務を安定して行う経営基盤を有しているかどうか確認するものとする。

4 継続監視後の措置

（1）甲は、継続監視の評価が指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合は、書面により改善指導を行う。

（2）乙は、甲からの改善指導に基づき、直ちに改善指導項目の対応策を「改善計画書」として取りまとめ、甲の承認を受けなければならない。なお、甲は承認に当たって改善計画書の変更を求めることがある。

- (3) 甲は、改善指導によっても対象業務の改善が認められない場合などにより対象業務の管理の継続が適当でないと認められる時は、指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

5 財務状況等の確認後の措置

甲は、乙の財務状況等が芳しくないと判断した場合には、乙と協議の場を設定し、悪化原因や今後の対策等について説明を受け、指定管理者の業務の継続的な運営を主眼として合理的かつ客観的な指導助言を行う。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

- 第 1 条 乙は、個人の権利利益の保護を図るため、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報を含む。）以下同じ。）の保護に努めるとともに、個人情報に関する市の施策を実施し、又は実施に協力しなければならない。
- 2 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。
- 3 乙は、乙の個人情報の取扱いについて甲から指示があったときは、その指示に従い、必要な措置を講じなければならない。

（秘密の保持）

- 第 2 条 乙は、この協定による業務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（収集の制限）

- 第 3 条 乙は、この協定による業務を行うために個人情報を収集するときは、適法かつその業務の目的を達成するために必要な範囲内で、公正な手段により行わなければならない。

（適正管理）

- 第 4 条 乙は、この協定による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の事故を防止するため、個人情報の適正な保管及び搬送に必要な措置を講じなければならない。

（利用及び提供の制限）

- 第 5 条 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、この協定による業務に関して知ることのできた個人情報を協定の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（複写又は複製の禁止）

- 第 6 条 乙は、この協定による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。
- 2 乙は、電子媒体で引き渡された資料等で、甲の承諾を得て乙の管理、私用する端末機等に保存して作業をする場合、当該端末機等に対し情報漏えい防止するために必要な措置をとらなければならない。

(個人情報の持ち出し)

第7条 乙は、取り扱う個人情報について、指定された場所から持ち出してはならない。ただし、やむを得ない特別の事情がある場合には、最小限の範囲の情報のみとし、安全管理措置を行ったうえで、甲及び乙は授受等の確認を行わなければならない。

(再委託の禁止)

第8条 乙は、この協定による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9条 乙は、この協定による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 前項の資料等のうち受注者の管理、使用する端末機等に保存し使用等していたものがある場合には、甲の指示に基づき、消去し復元不可能な状態にした上で、書面をもってその結果を甲に報告するものとする。

(従事者への明確化)

第10条 乙は、個人情報の取扱いに係る業務に従事する者を定め、書面により甲に通知しなければならない。また、その者に身分証明書を携帯させなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに係る業務に従事する者を変更する場合には、事前に書面により甲に通知しなければならない。

(従事者への周知 監督 教育)

第11条 乙は、この協定による業務に従事する者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、協定の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させ、必要な教育及び研修を実施し、監督しなければならない。また、必要に応じて遵守状況等について報告を求めることができる。

(苦情の処理等)

第12条 乙は、乙が行った個人情報の取扱いについて苦情の申出を受けたときは、速やかにその旨を甲に報告し、その指示に従うものとする。

(実地調査)

第13条 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの協定による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第14条 乙は、この協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この協定が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(損害賠償)

第15条 甲は、乙が故意又は過失により個人情報を漏えいしたときは、基本協定書第37条により生じた損害を賠償しなければならない。

管理物件一覧

（令和●●年●月現在）

※ 指定管理者が管理する施設の名称、数量、規模及び構造など、樹木の名称（樹種）、幹周、幹高など、備品の名称、規格などを詳細に記入してください。

※ 「令和●●年●月現在」には、協定締結の年月を記入してください。

1. 施設台帳

施設台帳								
No.	施設分類	番号	名称	数量	構造及び規模	設置 年月日	メーカー 名称	備考
	園路広場							
	修景施設							
	遊戯施設							
	運動施設							
	教養施設							
	便益施設							
	管理施設							
	その他の施設							

※ 修景施設のうち、植栽については、樹木台帳に記載する。

2. 樹木台帳（修景施設のうち、植栽）

樹木台帳						
No.	名称（樹種）	幹周	幹高	株数	枝張	備考

3. 備品台帳

備品台帳						
No.	番号	名称	規格	調達 年月日	メーカー 名称	備考

※ 認定公募設置等計画の内容に従い作成します。